

島根総合発展計画 第3次実施計画「政策・施策体系」

基本 目標	政 策		施 策
Ⅰ・ 活 力 あ る し ま ね	産 業 振 興	1. ものづくり・IT 産業の振興	1.企業の競争力強化 2.新産業・新事業の創出 3.ソフト系 IT 産業の振興 4.企業立地の推進
		2. 自然が育む資源を活かした産業の振興	1.売れる農林水産品・加工品づくり 2.県産品の販路開拓・拡大の支援 3.農林水産業の担い手の育成・確保
		3. 観光の振興	1.地域資源を活用した観光地づくりの推進 2.情報発信等誘客宣伝活動の強化 3.外国人観光客誘客の強化
		4. 中小企業・小規模企業の振興	1.経営革新及び経営基盤の強化への支援 2.円滑な事業承継の推進
	5. 雇用・定住の促進		1.雇用・就業の促進と人材の確保 2.人材の育成・定着 3.UIターンの促進
	6. 産業基盤の維持・整備		1.高速道路網の整備 2.航空路線の維持・充実 3.空港・港湾の維持・整備
Ⅱ・ 安 心 し て	1. 安全対策の推進		1.危機管理体制の充実・強化 2.消防防災対策の推進 3.原子力安全・防災対策の充実・強化 4.治安対策の推進 5.交通安全対策の推進 6.消費者対策の推進 7.災害に強い県土づくり 8.食の安全の確保
	2. 健康づくりと福祉の充実		1.健康づくりの推進 2.地域福祉の推進 3.高齢者福祉の推進 4.障がい者の自立支援 5.生活衛生の充実 6.生活援護の確保

政策Ⅲ—1 教育の充実

目 的

- 学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

現 状 と 課 題

- 子どもたちの学力を育成するとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。
- 子どもたちの基本的生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。
- 学力・体力の低下、いじめや不登校の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しており、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応や校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 大学等の高等教育機関は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出しています。また、様々な分野での連携により、その成果を広く県民に還元しています。引き続き、地域で必要とされる人材の育成や、様々な分野での連携を強化する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 学力の育成、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組みます。
- 基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組みを推進します。
- 子どもの頃から地元への愛着を高め、地域を担う人材を育成していくため、ふるさと教育を推進します。
- 地域を担うひとつの拠点である公民館や小学校等において行われる、地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動に取り組みます。
- 学校において、体育授業をはじめ様々な場面で、子どもたちの体力向上の取組みが進むよう努めます。
- 読書活動や「しまねのふるまい」推進に取り組むことで、心の教育の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、障がいの状況や発達段階に応じたきめ細かな教育を行います。
- 家庭・地域・職場を含めた社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。
- 大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

施策 I - 1 - 1	企業の競争力強化
-----------------	----------

目 的

- 特徴ある県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーションを促進することにより、企業の競争力を高め、収益力を向上することを目指します。

現 状 と 課 題

- 円安、国の経済対策などによる景況回復により、平成 25 年度に製造品出荷額が 5 年ぶりに 1 兆円を超え、付加価値額も増加基調にあります。従業員 1 人当たりの付加価値額は、全国平均の 7 割程度となっています。
- また、航空機等の成長産業や、経済発展と自由貿易協定の進展が見込まれる海外市場などは、市場規模の拡大が期待されますが、新たに市場参入を実現することは容易ではありません。
- 企業や業界は、戦略的に新分野への参入や生産性向上などの取組みを進め、付加価値を高めていく必要があります。

取 組 む の 方 向

- ものづくり産業のイノベーションを促進するには、新たな事業に挑戦できる環境を整備することが重要であるため、人材育成、研究開発、生産性向上、販路拡大、企業間連携などの取組みを支援します。
- 県内経済への波及効果が高い産業集積のポテンシャルを活かした新分野への参入や新たな技術の導入などに向けた取組みを支援します。
- 海外市場での取引拡大のため、海外に設置した支援拠点を中心としたきめ細やかな支援や、国際貿易港である浜田港、境港の利活用による貿易拡大に向けた取組みを支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 27 年度		平成 31 年度
① 製造業に対する競争力強化施策による従業員の増加数 (4 年間の累計)	—		500 人
② 製造業の従業員 1 人当たり年間付加価値額	860 万円 (H25)		950 万円

- ① 平成 31 年度までの 4 年間で各種助成制度を活用する企業 (500 社を想定) が、新たな事業展開などにより従業員を各 1 名増加させることを見込み、平成 31 年度に 500 人を目指します。
- ② 製造業の従業員 1 人当たり付加価値額は、県内製造業の生産活動の生産性を表す指標です。過去の実績を踏まえ、平成 31 年度までに 10% 程度の増加を見込み、950 万円を目指します。

施策 I - 1 - 2	新産業・新事業の創出
-----------------	------------

目 的

- 産学官連携や異業種・異分野連携により、島根発のオンリーワンの技術・製品・サービス等の創出や新たなビジネスの担い手となる起業家の育成を行い、県内企業の新事業展開を促進します。

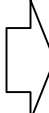
現 状 と 課 題

- 県内の企業は総じて規模が小さく、個別の企業では新たな技術や新製品・サービスの開発が難しい状況にあります。
- そのため、企業だけでなく、産学官が一体となって新しい技術開発や製品開発等に取り組み、県や大学・高専等が開発した成果を県内企業に移転して事業化につなげるほか、異分野・異業種の連携を推進していく必要があります。
- 県では9つの研究開発プロジェクトに取り組み、熱シミュレーション技術や機能性食品開発などで事業化・製品化が進んでいます。
- また、県内では、廃業率が開業率を上回る状況が続いており、地域ぐるみで新たなビジネスの創出を支援し、その担い手を育成することが必要です。

取 組 み の 方 向

- 先端的な技術については産業技術センターで研究・開発し、県内企業へ技術移転することによって新事業の事業化を加速するほか、県内企業等との研究会活動等により、県内関連産業の基礎開発力や技術基盤を高めます。
- 企業のニーズと、大学・高専等の研究シーズとのマッチングを県が支援することにより、新商品開発、技術開発や地域課題の解決を進めます。
- 医療・福祉・農商工・IT等多様な分野の連携により、地域資源を活かした島根ならではの新しいビジネスの創出を進めます。
- 起業意欲の喚起や、市町村・商工団体・金融機関・NPO法人等との連携強化による起業・創業支援体制の充実を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①産学官連携や異業種・異分野連携による新製品・サービス等の創出数（累計）	4 件		30 件
②産業競争力強化法に基づく創業支援による創業者数	175 人		300 人

- ① 県の先端技術イノベーションプロジェクトでの研究開発により、県内企業が事業化を行った件数です。平成27年度の実績を踏まえ、また、産学官連携の推進、ヘルスケアビジネス^(注)創出支援により、平成31年度までの4年間で26件の新たな商品化や事業化を目指します。
- ② 産業競争力強化法に基づき市町村が策定した創業支援事業計画による支援を受け、創業した人の数です。これまでの取組実績を踏まえ、また、市町村等との連携強化により毎年度25人程度の増加を見込み、平成31年度に年間300人の創業者育成を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 先端技術イノベーションプロジェクト 〔担当課〕 産業振興課	○ 県内企業と産業技術センターが連携して研究及び開発に取り組み、オンリーワンの新製品・新技術の創出を目指します。
◇ヘルスケアビジネス創出支援事業 〔担当課〕 産業振興課	○ ヘルスケアビジネス創出に向け、意識醸成と、地域資源を活用した多様な分野による先進的な取組みを支援します。
◇しまね産学官連携促進支援事業 〔担当課〕 産業振興課	○ 企業（産）からのニーズと大学や高専等（学）が有する研究シーズとのマッチングを県（官）が支援することにより、県内企業の新商品開発、技術開発や地域課題解決の促進を図ります。
◇起業家育成・支援事業 〔担当課〕 産業振興課	○ 地域経済の維持・拡大には、担い手の確保・育成が重要であるため、起業意欲を喚起し、地域ごとの起業支援体制の充実強化を図るとともに、新たなビジネスの創出を推進します。

（注）「健康」をキーワードに、地域資源を活かして医療・福祉・農商工・IT等の多様な分野が連携したビジネス。
例えば、

- ・ IT技術等を活用した健康運動
- ・ 地域資源を活用した機能性食品などの商品開発や提供
- ・ 健康器具や医療・介護・福祉機器の製品開発や提供
- ・ 県産品、温泉、自然を活用した健康滞在型の観光ビジネス など

施策 Ⅰ－１－３	ソフト系ＩＴ産業の振興
-------------	-------------

目 的

- 多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ＩＴ技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、県内のソフト系ＩＴ産業の技術開発力・競争力の強化、ビジネス拡大を目指します。

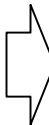
現 状 と 課 題

- 県内のソフト系ＩＴ産業は、平成１９年以降、県内技術者数・売上ともに堅実に増加しています。
- 一方、県内のソフト系ＩＴ産業の売上の構成は依然、同業者からの下請けや官公需が中心となっており、より収益性の高いビジネスへの転換を図っていくことが必要です。
- 急速に進む、クラウド・コンピューティングの普及に伴い、今後も首都圏等から案件を受注するためには、新たな要素技術の不断の習得が必要です。

取 組 む の 方 向

- しまねソフト研究開発センターを中心に、先駆的技術の開発、高度ＩＴ人材の育成・集積を促進します。
- 県内各企業の得意業務分野でのシステム開発、Ｒｕｂｙやオープンソースソフトウェア（ＯＳＳ）を活かしたビジネス手法の習得や、自社商品・サービス創出・拡大に向けた取組みを支援します。
- 県内で育成を進めてきたＲｕｂｙエンジニアの活躍の場の拡大を促進するため、Ｒｕｂｙが拓げる新たなビジネス事例を顕彰する「Ruby Biz グランプリ」の開催、Ｒｕｂｙ人材の育成・交流、集積を促進します。
- 即戦力となる人材を安定的に確保するため、首都圏等でのＩＴ人材誘致コーディネーターによるきめ細やかなＵＩターン支援に取り組みます。
- 大学生・高専生等を対象にした集中講座Ｒｕｂｙ合宿、専門高校等とＩＴ企業の連携による新たなＩＴ授業の実施など、若手ＩＴ人材の育成や地元就職の増加を促進する取組みを支援します。
- 首都圏等からの業務獲得に向けて、ビジネス拡大に向けた情報発信や取引先確保のための販路開拓等を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成２７年度		平成３１年度
①ソフト系ＩＴ産業の技術者数	1,249 人 (H26)		1,550 人
②ソフト系ＩＴ産業の年間売上高	227 億円 (H26)		280 億円
③ＵＩターン支援により確保した技術者数（４年間の累計）	16 人 (H26)		80 人

- ① 過去5年間の実績を踏まえ、年平均5%の県内技術者数の増加を見込み、平成31年度に1,550人を目指します。この中には、しまねソフト研究開発センターの成果移転に伴う増加数が含まれています。
- ② 上記①の5年間で増加する「技術者数」に見合う売上増を踏まえ、年平均5%の増加を見込み、平成31年度に280億円を目指します。この中には、しまねソフト研究開発センターの成果移転に伴う売上高増を反映しています。
- ③ 県のIT技術者のUIターンに特化した人材マッチング事業により確保した技術者の数です。平成26年度の実績を踏まえ、年間20人の人材確保を見込み、平成31年度に80人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ しまねIT産業振興事業 〔担当課〕産業振興課 情報産業振興室 ・ IT人材育成支援事業 ・ IT人材確保促進支援事業 ・ 新技術・サービスモデル開発支援事業 ・ 開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 ・ しまねソフト研究開発センター事業	○ 県内企業等のIT技術者を対象に、スキルの習得、能力向上を図るため人材育成講座を開催します。また、業界団体等による自主的な講座開催を促し、業界全体としてのレベルアップを図ります。 ○ 企業ニーズに応じた人材を確保するため、首都圏等でのIT人材誘致コーディネーターの配置、IT技術者交流会の開催、巡回相談員と協力等して人材マッチングを支援します。 ○ 県内IT企業の競争力強化を目指して、固有技術の開発や自社が得意とする分野での特徴的な技術やサービスモデルの開発などを支援します。 ○ 県内IT企業が開発した独自ブランドのソフトウェアや、新たなサービス等の販路開拓活動（例：展示会への出展等）を支援します。 ○ 県内企業のITニーズに応え、オープンイノベーションの核となる先端的、基盤的研究開発等を実施します。また、県内IT企業への技術移転・ビジネス創出に向けた取組みや、その担い手となる高度人材の育成・集積等を支援します。

施策 I - 2 - 1	売れる農林水産品・加工品づくり
-----------------	-----------------

目 的

- 農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

- 島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えていますが、一方で、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりに向けた様々な先駆的な取組みも行われており、こうした取組みを県内各地へ波及・定着させていく必要があります。
- 農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、有機農産物やエコロジー農産物など、島根の地域資源を活用した特色ある農産物の生産が必要です。
- 米については、国の米政策の見直しにより、平成30年からは行政による生産数量目標配分に頼らず、生産者や団体等が中心となった、需要に応じた生産に移行していく必要があります。
- 園芸については、オリジナル品種等を活用した売れるものづくりを一層進めるとともに、産地再生に向けた生産体制を構築していく必要があります。
- 肉用牛・乳用牛については、飼養戸数、頭数の減少が続いていることから、生産基盤の強化が必要です。
- 林業については、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進による林業・木材産業の成長産業化が期待されており、原木増産や再造林、きのこ栽培の振興を図る必要があります。
- 水産業では、水産資源の減少や漁労経費の増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、魚価の改善や水産資源の維持・管理、漁業の構造改革、県内8地域で策定された「浜の活力再生プラン」の着実な推進が求められます。
- これらの推進にあたって必要な農林水産基盤の整備を進めるとともに、農林水産基盤施設の機能を適切に発揮させるため、効率的な維持管理や機能保全を行っていく必要があります。
- 食の安全・安心に対する社会的要請はますます高まると考えられ、「美味しまね認証」及びGAP（生産工程管理）の制度普及を通じて、高い安全性と品質が確保された県産農林水産品の生産を行うことが必要です。
- 農林水産事業者等の所得向上や雇用拡大を図るため、多様な事業者の連携による6次産業の規模拡大を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、長期的に持続可能で競争力のある産地の育成を目指します。また、環境に配慮した生産を促進し、特に、島根の豊かな自然を活かし、本県の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることとなる有機農業や特別栽培農産物については、生産と販売対策を一体的に進める契約的取引などを拡大し、県農産品のブランドイメージ向上につなげます。

- 米については、農家の収入を安定的に確保するため、契約的取引の拡大に向けて「売れる米づくり」を推進します。
- 園芸については、島根ならではの産品づくりや、産地における中心的経営体の育成等を推進します。
- 肉用牛・乳用牛については、肉用牛農家・酪農家・集落営農組織等が共同子牛育成施設や飼料生産受託組織などの外部支援組織を介して相互に連携し、規模拡大や生産性の向上を図る仕組みを構築して、生産基盤を強化します。
- 林業では、主伐や再造林に向けた森林所有者の伐採意欲を喚起し、原木増産に必要な林道・作業道等の整備や再造林に必要な苗木の増産を推進するとともに木質バイオマスの乾燥・集荷のためのストックヤードの整備を進めるなど長期的・安定的な未利用木材の集荷システムの構築を図ります。
- 木材業界と連携して高品質・高付加価値の木材製品を製造することで、県外・海外への販路拡大を促進します。
- きこのブランド力を高め、生産施設の更新・規模拡大、新品種の導入などによる生産を拡大します。
- 水産業では、漁獲物の高品質化、消費者のライフスタイルの変化に合わせた商品づくりや産地での一次加工を推進します。併せて、資源管理やコスト削減等にも一体的に取り組むなど「漁業の構造改革」を進め、漁業経営の体質強化を図るとともに、必要な基盤の整備を進めます。
- 内水面漁業においては、シジミやアユなどを対象として、引き続き資源管理に取り組み、持続的な漁業を推進します。
- 農林水産基盤施設の整備・更新にあたっては、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、経済的に機能保全を図ります。
- 「美味しまね認証」制度の導入を、生産者・産地等に対しさらに推進し、消費者に対してもより一層の制度、認証製品のPRを行います。
- 事業者等に対するサポート体制を強化するとともに、市町村を中心とした広がりのある6次産業の展開等を促進し、農林漁業者と商工事業者等の多様な事業者が連携して取り組む6次産業の拡大を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①主食用米の契約的取引率	32% (H26)		65%
②主要園芸品目の契約的取引率	16% (H26)		30%
③有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	2,302ha (H26)		3,780ha
④和牛子牛年間生産頭数	6,686頭 (H26)		7,000頭
⑤生乳年間生産量(暦年)	6.3万t (H26)		6.9万t
⑥県産原木自給率(暦年)	33% (H26)		44%

⑦ 原木年間生産量（暦年）	41 万 m ³ (H26)		64 万 m ³
⑧苗木年間生産量	81 万本 (H26)		170 万本
⑨木質バイオマス発電に関連する雇用者数	— (H26)		100 人
⑩ 漁業年間生産額（暦年）	215 億円 (H26)		234 億円
⑪多様な事業者が連携した 6 次産業化に取り組む事業体数（4 年間の累計）	43 事業体 (H24～27)		139 事業体
⑫多様な事業者が連携した 6 次産業化の取組みによる新規雇用者数（4 年間の累計）	32 人 (H23～26)		84 人

- ① 契約的取引とは、価格や数量などについての契約に基づいて生産・販売する取引です。主食用米の契約的取引率は、J A が集荷する主食用米の数量に占める契約的取引（播種前契約・収穫前契約・複数年契約）の割合です。「売れる米づくり」の推進目標を踏まえ、平成 31 年度に現在の倍増の 65% を目指します。
- ② 園芸の契約的取引率は、J A が集荷する主要な園芸品目の販売金額に占める契約的取引の割合です。過去の実績と今後の見通しを踏まえ、平成 31 年度に現在の倍増の 30% を目指します。
- ③ 特別栽培農産物は、化学合成農薬と化学肥料（窒素）を通常の 5 割以下に低減して生産された農産物です。有機農業は、国が目指す耕地面積に占める有機農業取組面積割合、また、特別栽培農産物は、県エコロジー農産物や「つや姫」の作付計画を踏まえ、平成 31 年度までに 1,400ha 以上の増加を見込み、3,780ha を目指します。
- ④ 過去の実績を踏まえ、また、肉用繁殖農家の規模拡大や新たな担い手の参入、乳用牛への和牛受精卵の移植により、毎年度 1 % 程度の増加を見込み、平成 31 年度に 7,000 頭を目指します。
- ⑤ 過去の実績を踏まえ、また、酪農家の規模拡大や新たな担い手の参入、性判別技術を活用した優良な乳用後継牛の確保などにより、平成 31 年度までに現在の 10% 程度の増加を見込み、6.9 万トンを目指します。
- ⑥ 原木自給率は、木材産業の原木需要量に対する県産原木供給量です。過去の実績を踏まえ、また、県産原木の増産と安定供給により、毎年 2 ポイント程度の原木自給率向上を見込み、平成 31 年度に 44% を目指します。
- ⑦ 過去の実績、森林資源の成熟度合い、木材の長期的な需給見通しを踏まえ、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進により、平成 31 年度に現在の 1.5 倍以上の県産原木生産量の増加を見込み、64 万 m³ を目指します。
- ⑧ 過去の実績、森林資源の成熟度合いと伐採見通しを踏まえた再生林のための必要量を踏まえ、苗木生産施設の整備や生産技術の向上により、平成 31 年度に現在の 2 倍以上の再生林に必要な優良苗木の増産を見込み、170 万本を目指します。
- ⑨ 「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」における目標を踏まえ、県内 2 箇所のバイオマス発電所が安定的に稼働することで木材生産現場やチップ工場で平成 31 年度までに 100 人の雇用創出を目指します。
- ⑩ 過去の実績を踏まえ、資源回復や漁業の構造改革、「浜の活力再生プラン」の推進などにより、平成 31 年度に現在の 8 % 程度の増加を見込み、234 億円を目指します。
- ⑪ 多様な事業者が、地域の創意工夫を活かしながら、連携して取り組む 6 次産業の拡大のため、これまでの取組実績を踏まえ、また、国事業及び県事業の実施により毎年度 35 事業体程度の取組みを見込み、平成 31 年度に 139 事業体を目指します。
- ⑫ 多様な事業者が、地域の創意工夫を活かしながら、連携して取り組む 6 次産業の拡大のため、これまでの取組実績を踏まえ、また、国事業及び県事業の実施により毎年度 21 人程度の雇用の創出を見込み、平成 31 年度に 84 人を目指します。

施策 I－5－1	雇用・就業の促進と人材の確保
-------------	----------------

目 的

- 高校生や大学生等への県内企業情報の提供や求職者へのきめ細かい職業紹介などの対策を行うことにより、県内企業の人材確保を目指します。

現 状 と 課 題

- 近年、島根県の雇用情勢は改善傾向が続いており、平成 26 年度の平均有効求人倍率は 1.17 倍、平成 27 年 11 月の有効求人倍率は 1.34 に達しています。求人数が求職者数を大きく上回る状況にあることから、県内企業においては、人材を確保していく必要があります。
- 特に、建設業、製造業、福祉・医療の業種については、経済状況の好転による採用意欲の高まりや、高齢化の進行による介護人材等のニーズなどにより、人材不足が深刻化しており、人材の確保が重要な課題となっています。
- 高校生の県内就職率は、近年、上昇傾向にあるものの、これを更に高めていくためには、県内企業の魅力や就職情報を伝える取組みの強化が必要です。
- 高校卒業後、大学等に進学する者のうち概ね 7 割は県外に転出し、その多くが県外で就職している状況です。こうした学生の県内就職を促進することが、人材確保を進める上で重要です。
- また、県内に進学した大学生等に対しても、大学等との連携を図りながら県内企業についての理解を促進していく必要があります。
- 県内企業が技術開発や販路開拓等に取り組む上では、高度な知識・経験を有する専門的な産業人材（プロフェッショナル人材）が必要となることから、こうした人材の確保も重要です。

取 組 み の 方 向

- 若年者、中高年齢者、障がい者、若年無業者を含めた幅広い求職者に対するきめ細かい就職支援を行うことにより、県内への就職を促進します。
- 各地域の市町村・商工団体とともに高校と地元企業の連携強化を図り、高校生の県内就職を推進します。
- 大学生等の県内就職を推進するため、インターンシップを活用した県内企業理解の促進や「しまね就職フェア」等のイベントにより、学生と県内企業とのマッチングに取り組めます。
- 進学等により県外に転出した若年者に対して、県内企業や県内就職に関する情報を積極的に発信することにより、県内への就職を促進します。
- 人材不足が深刻である建設業、製造業、福祉・医療については、県内外の専門高校や大学等、養成機関、関係団体等の連携により、県内就職促進に向けた取組みや情報発信を実施します。
- 県内企業の技術革新や新分野進出等に資する高度技術・技能を有する産業人材など、地域産業が必要とする人材の県内への就業を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
① 高校卒業生の県内就職率	78.2% (H26)		84.0%
② 県内高校の進学予定者のうちしまね学生登録者の割合	53.0% (H26)		100.0%
③ ジョブカフェしまねでの大学生インターンシップの実施件数	345 人 (H26)		450 人
④ 県内企業の採用計画人数の充足率	88.2% (H26)		100.0%
⑤ 県内企業に対するプロフェッショナル人材確保支援の実施件数（4年間の累計）	—		120 件

- ① 高校生の就職者のうち県内企業等へ就職する割合です。県立高校・私立高校の目標値を踏まえ、4年間で5ポイントの向上を見込み、平成31年度に84.0%を目指します。
- ② 「しまね学生登録」とは、大学等への進学者に対して県内の就職情報等を提供するための登録制度です。平成31年度までに進学予定者全員の登録を目指します。
- ③ 「インターンシップ」とは、企業等において学生に就業体験の機会を提供する取り組みです。ジョブカフェしまねで実施するインターンシップについて、近年の実績を踏まえ、平成31年度に平成26年度実績の1.3倍を見込み、450人を目指します。
- ④ 「県内企業の採用計画人数の充足率」は、県内企業約1,200社の採用計画人数に対する実採用者数の割合です。毎年度100%の達成を目指します。
- ⑤ 「プロフェッショナル人材」とは、新商品開発や新たな販路開拓など企業の成長戦略を推進する産業人材を指します。今後の事業展開を踏まえ、毎年度30件程度の確保を見込み、平成31年度までの4年間で120件を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 産業人材確保対策事業 〔担当課〕雇用政策課 ・大学生等の県内就職促進事業 ・専門人材の県内就業促進事業 ・地域を担う人材育成定着支援事業	○ 大都市圏で就職フェアを開催するなど、県外の学生等と県内企業とのマッチングの推進に取り組みます。 ○ 県内企業の競争力を高めるため、都市部のプロフェッショナル人材の県内への移転を促進します。 ○ 人材確保育成コーディネーターを配置し、県内就職の促進、人材の育成・定着に向けた取り組みを産業界や教育機関と連携して進めます。

施策 I－5－2	人材の育成・定着
-------------	----------

目 的

- 多様な職業能力向上の取組みや就業環境の整備を支援し、地域産業を担う人材の育成・定着を目指します。

現 状 と 課 題

- 人材不足が顕著な建設業、製造業、医療・福祉や、さらなる成長が見込まれる IT 産業、観光産業などにおいて、企業のニーズに対応できる人材の育成が求められています。
- 技術の高度化、IT 化の進展などから、競争力強化に繋がる高度な技術を持つ人材の育成が必要となっています。
- 熟練技能者の高齢化や若年者の「ものづくり離れ」が進む中、優れた技能の継承や後継者の育成が必要です。
- 高校生・大学生の就職３年以内の離職率が全国平均を上回る状況が続くなど、採用後の人材育成や職場定着が課題となっています。
- 中小企業には、労働者が安心して働けるよう、福利厚生の充実、退職金共済制度の導入など働きやすい職場づくりが求められています。
- 雇用形態や就業形態の多様化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、出産や育児による離職を減らしていくことが求められています。

取 組 み の 方 向

- 人材不足が顕著な産業や、さらなる成長が見込まれる産業などにおいて、企業のニーズに対応できる人材の育成を進めるとともに、県内産業界で必要とされる高度技術と熟練技能の継承や後継者の育成に取り組めます。
- 若い技能者が育ち優れた技能が継承されていくために、若年者が「ものづくり」に関心を持つ取組みを進めます。
- 企業が独自に行う人材育成・定着の取組みに対する支援を強化するとともに、企業の経営者等を対象とした人材育成・定着を図る取組みを進めます。
- 若年者の人材育成・職場定着を図るため、企業ニーズに対応した基礎的な技術・技能を身につける職業訓練を実施するとともに、各地域で市町村や産業界と連携した研修等に取り組めます。
- 関係機関と連携し労働関係法などの法制度の普及啓発を行うとともに、賃金など労働条件も含めた就業環境の改善を促進します。
- 経営者向けの研修等を通じてワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するとともに、出産後も仕事を継続できるよう職場環境の改善の取組みを支援します。
- 健全で安定した労使関係の形成を図るために、労働相談員を配置して労使双方からの様々な労働問題の相談に対応します。

施策 Ⅱ－１－２	消防防災対策の推進
-------------	-----------

目 的

- 防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

- 島根県は、急峻な山地が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。また、長い海岸線とその沖合に広大な海面も有しており、過去には津波被害も発生しています。
- 東日本大震災等を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害等に備えた県の防災体制の充実が課題となっています。
- 県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、自主防災組織や災害ボランティアの育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備、広域応援体制の整備に取り組むことが必要です。
- 異常なゲリラ豪雨をもたらす昨今の気象状況を踏まえ、災害発生前には、県と市町村が連携し情報共有を確実に実施することが必要です。
- 災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難体制の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。
- 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。
- 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るためには、住民が速やかに避難することが大事であり、避難行動要支援者（高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、児童等）を始め、住民の避難支援対策を進めることが必要です。
- 火災の予防・消火、救急救助などにおける迅速な対応、消防機関の体制と機能の強化が課題となっています。また、消防団の活性化に取り組む必要があります。
- 防災行政無線設備は設置後 15 年以上経過し老朽化が進み故障が頻発しており、また今後は高度で多様化する情報社会に対応した通信設備の導入が求められています。

取 組 み の 方 向

- 広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画を見直します。
- 県が実施した地震(津波)被害想定調査結果に基づき、想定される被害に対する減災目標を設定して、地震・津波災害の防災・減災対策を実施します。
- 土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果の公表を行い、指定を進めるとともに、県民の防災意識の向上のため、土砂災害防止学習会等に取り組みます。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組みます。
- 津波浸水想定区域図を作成し、市町村による津波ハザードマップ作成や津波避難計画の策定を促進します。
- 市町村と連携した自主防災組織や災害ボランティアの育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。

施策 Ⅱ－１－７	災害に強い県土づくり
-------------	------------

目 的

- 道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

- 島根県は、県土の 80%を急峻な山地が占め、県内一円が豪雨で侵食を受けやすい特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約 1,030 kmにわたります。
- このため、豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。
- 災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。
- 河川改修の状況は、昭和 58 年をはじめとした豪雨災害などを契機に整備に取り組んでいますが未だに整備率は低く、治水対策を着実に推進する必要があります。
- 災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策、橋梁耐震化や無電柱化を重点的に行う必要があります。

取 組 み の 方 向

- 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。
- 豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。
- 治水対策は、整備が遅れている箇所を中心に河川改修を進めるとともに、国の直轄事業である斐伊川・神戸川治水事業についても、関係機関と連携を図りながら、残る大橋川改修が促進されるよう取り組みます。
- 土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。
- 落石危険箇所の防災対策、橋梁耐震化や無電柱化を行うことで、防災拠点や避難所を連絡する緊急輸送道路の確保に努め、緊急物資の輸送と救援活動を支援します。
- 豪雪時には各道路管理者・防災関係者・電線管理者等が連携し除雪対応を行うとともに、持続可能な除雪体制の確保を目指し、作業を担う建設業者の負担軽減と人材育成に取り組みます。
- これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。
- 家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、老朽化したため池や頭首工等の改修を推進します。

施策 Ⅲ－１－４	高等教育の充実
-------------	---------

目 的

- 自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するとともに、県内大学や高等専門学校と連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

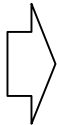
- 県立大学は平成 19 年度から公立大学法人島根県立大学が運営しています。島根県が平成 25 年度から平成 30 年度の中期目標として示した、「高い知性と豊かな人間性を育み社会に役立つ人材を輩出する大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアをはじめとする国際的な研究教育を推進する大学」を目指して大学運営に取り組んでいます。
- 大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しており、より一層、連携を強めていく必要があります。
- 少子化の中、県内、県外から多くの若者を惹きつける魅力のある大学づくりや、学生の卒業後の定着を図る取組みが求められています。
- 自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 組 む の 方 向

- 県立大学の運営が円滑に行われ、島根県が示す中期目標に掲げる目指すべき大学づくりへの必要な支援を行います。
- また、県立大学が行う地域をフィールドとした幅広い研究活動の充実に向けた取組み、地域が必要としている人材育成の取組みに対し、必要な支援を行います。
- 県立大学短期大学部を四年制化するとともに、短期大学の一部を存置することにより、県内進学先としての選択肢を広げます。
- 県内大学や高等専門学校とは、医療、教育、産業など様々な分野で連携を進めてきていますが、地域の特色ある財産、資源を最大限活用した産業の振興・雇用の創出に向け、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携をより一層進めます。
- 魅力ある学校づくりなど、県内出身入学生を増やすための県内高等教育機関の取組みとの連携を推進します。
- 卒業生の県内定着に向け、学生の県内企業へのインターンシップ参加への取組強化など、県内企業等との連携を一層推進します。
- 県立大学では、県民に開かれた大学として地域に貢献するため、公開講座の開催に努めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 27 年度	平成 31 年度
① 県立大学・短期大学部の一般入試の志願倍率の順位	県立大学 人文・社会系（浜田） 8.12 倍（8 位／33 校…24%） 薬・看護系（出雲） 9.31 倍（3 位／45 校…7%） 短期大学部（松江） 2.98 倍（11 位／16 校…69%）	県立大学 人文・社会系（浜田、松江） 公立大上位 15%以内 薬・看護系（出雲） 公立大上位 10%以内 短期大学部（松江） 公立短大上位 50%以内

②県立大学・短期大学部の入学者に占める県内出身者比率	県立大学 人文・社会系 (浜田) 23.7% 薬・看護系 (出雲) 58.8% 短期大学部 (松江) 66.4%		県立大学 人文・社会系 (浜田) 40% (松江) 55% 薬・看護系 (出雲) 60% 短期大学部 (松江) 70%
③県内高等教育機関卒業生の県内就職率	35.1% (H26)		45.1%
④県内高等教育機関から県内企業へのインターンシップ参加者数	343 人 (H26)		473 人
⑤県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数	5,556 人 (H26)		6,000 人

- ① 少子化の中、魅力ある大学づくりが行われていることをみるため、過去3年の実績を踏まえ、また、積極的に学生募集活動に取り組むことにより、平成31年度に、県立大学の人文・社会系で公立大学の上位15%以内、薬・看護系で上位10%以内、短期大学部で公立短大の上位50%以内に入ることを目指します。
- ② 県内高校生に選択される魅力ある大学づくりが行われていることをみるため、過去3年の実績を踏まえ、また、高大連携の充実により、平成31年度に、人文・社会系では浜田キャンパスで40%、松江キャンパスで55%、薬・看護系では60%、短期大学部で70%を目指します。
- ③ 地方創生の取組みの中で、学生の卒業後の県内定着の取組みが行われていることをみるため、COC+事業の目標値を踏まえ、毎年度2ポイント程度の増を見込み、平成31年度に45.1%を目指します。
- なお、COC+事業は、県内高等教育機関と県、企業などが協働して学生の県内就職率向上等に取り組む文部科学省の補助事業です。
- ④ 学生の卒業後の県内定着の取組みとして、県内企業等との連携が進められていることをみるため、COC+事業の目標値を踏まえ、毎年度26人程度の増加を見込み、平成31年度に473人を目指します。
- ⑤ 県民に開かれた大学として地域に貢献していることをみるため、過去3年の実績を踏まえ、また、地域ニーズに対応した講座を開講することにより、毎年度100人程度の増加を見込み、平成31年度に6,000人を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 公立大学法人評価・管理事業 〔担当課〕総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が計画通り適正に行われるよう業績評価を行います。
◇ 公立大学法人島根県立大学運営費交付金 〔担当課〕総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、運営費交付金を交付します。
◇ 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金 〔担当課〕総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、施設整備等臨時的で多額な経費を要するものに対して補助金を交付します。
◇ 公立大学法人島根県立大学学部設置事業 〔担当課〕総務部総務課	○ 島根県立大学松江キャンパスの四年制大学化及び短期大学の一部存置に向けた準備を行います。

資料 6：実践教育科目「特別実践研究（PBL 型授業）」への協力企業

この科目への協力の意思を表明していただいている企業は以下のとおり。

日立金属株式会社冶金研究所

株式会社日立メタルプレシジョン

株式会社コダマ

ヤンマーキャステクノ株式会社

ヒラタ精機株式会社

島根自動機株式会社

株式会社浅野歯車製作所

清和鉄工株式会社

曾田鉄工有限会社

株式会社高砂醤油本店